

「戦没者追悼式」なら びに平和祈念式」の 中止について

例年、終戦記念日の8月15日に祖国の繁栄と同胞の安泰を念じつつ散華された八雲町出身戦没者を追悼し、あわせて恒久の平和を祈念するため、戦没者追悼式ならびに平和祈念式を行なっていましたが、本年においても、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と参列者の安全面を考慮し、中止とさせていただきました。

ご参列を予定されていた方々におかれましては、何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、例年どおり、当日は正午にサイレンを吹鳴します。また、個々に平和祈念之碑（さらんべ公園内）にお参りいただくことは可能です。

住民生活課社会係
☎ 0137-62-2112

交通事故などが原因で病院を受診するときは、第三者行為について

【第三者行為でケガをした！こんな時の医療費は相手が負担？】

交通事故や傷害事件など他人（第三者）の行為によってケガをした場合でも、国保・後期高齢者医療の保険証を使って病院にかかることができますが、その医療費は自分に過失のない限り、原則相手が全額負担することとなっています。

そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。また、事故の際に、相手の身元を確認しなかつたりすると、後から思わず後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができる場合がありますので、必ず身元の確認をす

さるようにしてください。小さな交通事故などでも必ず警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。単独の交通事故など相手のいないケガの場合も同様

【仕事中のケガは？】

仕事中のケガ（通勤途中の交通事故を含む）の場合には、労災保険が適用されるとなり、保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従つて病院に受診してください。

【注意！示談は慎重に】

示談をするということは、相手に対しても、今後一切の損害賠償請求権を放棄するということです。示談をしてしまったら、その後に当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額（7～9割）は、相手ではなく本人に請求されることとなりますので、ご注意願います。示談をする前には、一度国保担当へ相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎ 0137-62-2112
・熊石総合支所住民サービス課
☎ 01398-2-3111

外国語指導助手のケリア先生が退職されました



八雲で素晴らしい思い出がたくさんでき、とても楽しい日々を過ごすことができました。ここで出会った仲間たちとお別れするのも寂しいです。八雲の人々の優しさに触れ、私は孤独を感じることはありませんでした。日本に来てみんなと一緒に生活できたことに喜びを感じています。八雲での素敵な思い出は、いつまでも私の心に残っています。

八雲の小・中学校全校の児童生徒に英語を教えることができ、みんなと出会えたことに感謝しています。成長していく姿を見るのはとても楽しかったです。みんなには、これからも頑張って楽しく英語を学んでほしいと思っています。

いつか必ず八雲に帰ってきます！また近いうちにみんなに会いたいです。お世話になりました。ありがとうございました。

外国語指導助手 村田(ムラタ)ケリア